

地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 1 章 一般的事項</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 通則</p> <p>6 事務所又は事業所</p> <p>(1) 事務所又は事業所（以下<u>6</u>において「事務所等」という。）とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいうものであること。この場合において事務所等において行われる事業は、当該個人又は法人の本来の事業の取引に関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接、間接に関連して行われる付随的事业であっても社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものについては、事務所等として取り扱って差し支えないものであるが、宿泊所、従業員詰所、番小屋、監視所等で番人、小使等のほかに別に事務員を配置せず、専ら従業員の宿泊、監視等の内部的、便宜的目的のみに供されるものは、事務所等の範囲に含まれないものであること。</p> <p>(2) 略</p> <p style="text-align: center;">第 1 1 節 更正、決定等の期間制限及び消滅時効</p> <p>4 6 更正、決定等の期間制限</p> <p>租税債権を確定させる処分をすることができる地方団体の権利は、地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利と性質が異なるので両者を明確に区別するとともに、租税債権は、納税者、地方団体の双方にとってできる限り速やかに確定することが望ましいので、租税債権を確定させる処分をすることができる</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 一般的事項</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 通則</p> <p>6 事務所又は事業所</p> <p>(1) 事務所又は事業所（以下_____「事務所等」という。）とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいうものであること。この場合において事務所等において行われる事業は、当該個人又は法人の本来の事業の取引に関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接、間接に関連して行われる付随的事业であっても社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものについては、事務所等として取り扱って差し支えないものであるが、宿泊所、従業員詰所、番小屋、監視所等で番人、小使等のほかに別に事務員を配置せず、専ら従業員の宿泊、監視等の内部的、便宜的目的のみに供されるものは、事務所等の範囲に含まれないものであること。</p> <p>(2) 略</p> <p style="text-align: center;">第 1 1 節 更正、決定等の期間制限及び消滅時効</p> <p>4 6 更正、決定等の期間制限</p> <p>租税債権を確定させる処分をすることができる地方団体の権利は、地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利と性質が異なるので両者を明確に区別するとともに、租税債権は、納税者、地方団体の双方にとってできる限り速やかに確定することが望ましいので、租税債権を確定させる処分をすることができる</p>

期間を制限したものであること。（法17の5・17の6、令6の16）

(1)～(5) 略

(6) (1)から(5)までによる期間制限によることとしたのではかえって課税の公平を欠くこととなる次のような特殊な場合における更正、決定等は、(1)から(5)までに規定した更正、決定等をすることができる期間経過後においても、次に定める日までは_____することができるものであること。

ア～ウ 略

エ 更正の請求期間について、災害等により期限延長され、又は期間の満了日が日曜日・祝日等に当たりその翌日が期限とみなされる場合における更正の請求に係る更正又はその更正に伴う加算金の決定 その更正の請求があった日の翌日から起算して6か月間

(7) 略

第15節 延滞金及び還付加算金の割合等の特例

65 延滞金及び還付加算金の割合等の特例

法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合は、その年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合を

_____ものであること。（法附則3の2、令附則3の2）

なお、これらの特例の適用がある場合の各年における延滞金及び還付加算金の割合については、各地方団体においては、納税者に対し十分な周知を図るよう努めるべきものであること。

第2章 市町村民税

期間を制限したものであること。（法17の5・17の6、令6の16）

(1)～(5) 略

(6) (1)から(5)までによる期間制限によることとしたのではかえって課税の公平を欠くこととなる次のような特殊な場合には_____、(1)から(5)までに規定した更正、決定等を行うことができる期間経過後においても、次に掲げる日までは更正、決定等を行うことができるものであること。

ア～ウ 略

(7) 略

第15節 延滞金及び還付加算金の割合等の特例

65 延滞金及び還付加算金の割合等の特例

法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合は、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合を

_____ものであるが、同日中に商業手形の基準割引率の変更があった場合には、同日における最終の商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合となるものであること。（法附則3の2、令附則3の2）

なお、これらの特例の適用がある場合の各年における延滞金及び還付加算金の割合については、各地方団体においては、納税者に対し十分な周知を図るよう努めるべきものであること。

第2章 市町村民税

第1節 納税義務者

第2 法人の納税義務者

8 市町村内に事務所又は事業所がある法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む_____。以下「人格のない社団等」という。）を含む。）で法人税を納付する義務があるものは均等割及び法人税割の納税義務者であり、市町村内に事務所又は事業所がある法人税法第2条第5号の公共法人、市町村内に事務所又は事業所がある公益法人等（同条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下この章において同じ。）で法人税を課されないもの又は市町村内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下「寮等」という。）のみを有する法人は均等割の納税義務者であり、法人課税信託（法第294条第1項第5号に規定する法人課税信託をいう。以下この章において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市町村内に事務所又は事業所があるものは法人税割の納税義務者であること。（法294①Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・⑦）

この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1)～(5) 略

第2節 課税標準及び税率

第4 税率及び税額の計算

24 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金（(3)から(7)）までに掲げるものに関しては、それぞれ当該市町村の条例に定めるものに限

第1節 納税義務者

第2 法人の納税義務者

8 市町村内に事務所又は事業所がある法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む_____。）を含む。以下「人格のない社団等」という。）で法人税を納付する義務があるものは均等割及び法人税割の納税義務者であり、市町村内に事務所又は事業所がある法人税法第2条第5号の公共法人、市町村内に事務所又は事業所がある公益法人等（同条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下この章において同じ。）で法人税を課されないもの又は市町村内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下「寮等」という。）のみを有する法人は均等割の納税義務者であり、法人課税信託（法第294条第1項第5号に規定する法人課税信託をいう。以下この章において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市町村内に事務所又は事業所があるものは法人税割の納税義務者であること。（法294①Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・⑦）

この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1)～(5) 略

第2節 課税標準及び税率

第4 税率及び税額の計算

24 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金（(3)から(13)）までに掲げるものに関しては、それぞれ当該市町村の条例に定めるものに限

る。)を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額を当該納税義務者の法第314条の3及び第314条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものであること。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とすること。(法314の7①)

(1)～(3) 略

(4) 次に掲げる法人に対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金

ア 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人

イ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人(地方独立行政法人法第21条第1号又は第3号から第5号までに掲げる業務を主たる目的とするものに限る。)

ウ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人((2)に掲げるものを除く。)

エ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)

オ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人

カ 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人

キ 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人

る。)を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額を当該納税義務者の法第314条の3及び第314条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものであること。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とすること。(法314の7①)

(1)～(3) 略

(4) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(5) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

きは、当該100分の10に相当する金額）を特例控除額として、当該納税義務者の法第314条の3及び第314条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものであること。（法314の7②、附則5の5②）

(1) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該総所得金額から法第314条の6第1号イに掲げる人的控除差調整額（以下「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が零以上である場合 当該控除後の金額について、法第314条の7第2項第1号に掲げる表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

(2) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るときであつて、法第314条の3第2項に規定する課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合 100分の90

(3) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める割合（ア又はイのいずれにも該当するときは、いずれか低い割合）

ア 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、法第314条の7第2項第1号に掲げる表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

イ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、法第314条の7第2項第1号に掲げる表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

(4) (2)若しくは(3)に該当する場合又は課税総所得金額、課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の

所得について、法附則第33条の2第5項、附則第33条の3第5項、附則第34条第4項、附則第35条第5項、附則第35条の2第6項又は附則第35条の4第4項に規定する分離課税に係る課税所得金額を有する場合 次に掲げる割合（2以上に該当するときには、いずれか低い割合）

ア 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、法第314条の7第2項第1号に掲げる表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

イ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、法第314条の7第2項第1号に掲げる表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

ウ 法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額を有する場合 100分の50

エ 法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額を有する場合 100分の60

オ 法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額、附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額、附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額又は附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額を有する場合 100分の75

24の2 略

24の3 法第314条の7の規定に基づく寄附金税額控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 及び (2) 略

(3) 平成26年度から平成50年度までの各年度分の個人の市町村民税について

24の3 略

24の4 法第314条の7の規定に基づく寄附金税額控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 及び (2) 略

ての法第314条の7第1項及び第2項並びに附則第5条の5第2項（これらの規定を法附則第5条の7第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定については、法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用すること。（法附則5の6②）

(4) 特定寄附信託の委託者が、当該特定寄附信託契約に基づき寄附金税額控除の対象となる公益法人等に対して寄附した金額のうち、非課税となった利子所得に相当する金額に係る部分は、寄附金税額控除は適用しないこととすること。なお、非課税となった利子所得に相当する金額は、前年中の非課税となっている特定寄附信託に係る利子等の金額に、同年中に特定寄附信託の信託財産から支出した市町村民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金の合計額の同年中に当該信託財産から支出した所得税の寄附金控除の対象となる寄附金の合計額に対する割合を乗じて得た金額（当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）とすること。（法附則5の7②、令附則4の5②）

28の2 法附則第5条の4の2の規定に基づく住宅借入金等特別税額控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法附則5の4の2⑥～⑩）

(1) この控除は、居住年が平成18年以前又は平成21年から平成29年までの各年である所得割の納税義務者を対象とするものであり、居住年が平成19年又は平成20年である所得割の納税義務者は対象とならないものであること。また、2以上の居住年に係る住宅借入金等を有する所得割の納税義務者については、その居住年が平成18年以前又は平成21年から平成29年までの各年である住宅借入金等のみを対象とし、居住年が平成19年又は平成20年である住宅借入金等はないものとして、控除すべき額を計算するものであること。

(2) 略

(3) 法附則第5条の4の2第6項第1号には、前年分の所得税に係る住宅借入

(3) 特定寄附信託の委託者が、当該特定寄附信託契約に基づき寄附金税額控除の対象となる公益法人等に対して寄附した金額のうち、非課税となった利子所得に相当する金額に係る部分は、寄附金税額控除は適用しないこととすること。なお、非課税となった利子所得に相当する金額は、前年中の非課税となっている特定寄附信託に係る利子等の金額に、同年中に特定寄附信託の信託財産から支出した市町村民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金の合計額の同年中に当該信託財産から支出した所得税の寄附金控除の対象となる寄附金の合計額に対する割合を乗じて得た金額（当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）とすること。（法附5の6②、令附4の5②）

28の2 法附則第5条の4の2の規定に基づく住宅借入金等特別税額控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法附則5の4の2⑤～⑧）

(1) この控除は、居住年が平成18年以前又は平成21年から平成25年までの各年である所得割の納税義務者を対象とするものであり、居住年が平成19年又は平成20年である所得割の納税義務者は対象とならないものであること。また、2以上の居住年に係る住宅借入金等を有する所得割の納税義務者については、その居住年が平成18年以前又は平成21年から平成25年までの各年である住宅借入金等のみを対象とし、居住年が平成19年又は平成20年である住宅借入金等はないものとして、控除すべき額を計算するものであること。

(2) 略

(3) 法附則第5条の4の2第5項第1号には、前年分の所得税に係る住宅借入

金等特別税額控除額が規定されているものであるが、この控除額は、租税特別措置法第41条の3の2の規定（特定の増改築等に係る住宅借入金等特別税額控除に係る控除額の特例の規定）については適用しないで計算するものであること。

(4) 法附則第5条の4の2第6項第2号には、前年分の所得税額が規定されているものであるが、この金額は、住宅借入金等特別税額控除を行う前の段階の所得税額であること。

(5) 市町村は、給与支払報告書等の記載により、控除額を算出するために必要な情報を把握するものであること。

第4節 賦課徴収

第8 法人の市町村民税の申告納付

45 法人税割の課税標準である法人税額（法人税法第81条の19第1項（同法第81条の20第1項の規定が適用される場合を含む。）及び第81条の22第1項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）とは、次に掲げる事項の適用前のものをいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。（法292④IV）

(1)～(3) 略

(4) 試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除若しくは特別試験研究費に係る法人税額の特別控除及び試験研究費の増加額に係る法人税額の特別控除又は売上高に占める割合が10%を超える試験研究費に係る法人税額の特別控除（中小企業者等（租税特別措置法第42条の4第6項に規定する中小企業者等をいう。以下45及び45の3において同じ。）の試験研究費に係るものを除く。）又は試験研究費の総額若しくは特別試験研究費に係る税額控除限度超過額の繰越控除（中小企業者等の試験研究費に係るものを除く。）（措置法42の4①～⑤・⑨、法附則8①）

金等特別税額控除額が規定されているものであるが、この控除額は、租税特別措置法第41条の3の2の規定（特定の増改築等に係る住宅借入金等特別税額控除_____の規定）については適用しないで計算するものであること。

(4) 法附則第5条の4の2第5項第2号には、前年分の所得税額が規定されているものであるが、この金額は、住宅借入金等特別税額控除を行う前の段階の所得税額であること。

(5) 市町村が控除額を算出するために必要な情報を把握できるよう給与支払報告書等について改正を行うことにより、市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出を不要としたものであること。

第4節 賦課徴収

第8 法人の市町村民税の申告納付

45 法人税割の課税標準である法人税額（法人税法第81条の19第1項（同法第81条の20第1項の規定が適用される場合を含む。）及び第81条の22第1項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）とは、次に掲げる事項の適用前のものをいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。（法292④IV）

(1)～(3) 略

(4) 試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除若しくは特別試験研究費に係る法人税額の特別控除及び試験研究費の増加額に係る法人税額の特別控除又は売上高に占める割合が10%を超える試験研究費に係る法人税額の特別控除（中小企業者等_____の試験研究費に係るものを除く。）又は試験研究費の総額若しくは特別試験研究費に係る税額控除限度超過額の繰越控除（中小企業者等の試験研究費に係るものを除く。）（措置法42の4①～⑤・⑨、法附則8①）

(5)～(7) 略

(8) _____
_____雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に
係るものを除く。）（措置法42の12、法附則8⑤）

(9) 国内の設備投資額が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に
係るものを除く。）（措置法42の12の2、法附則8⑦）

(10) 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等
に係るものを除く。）（措置法42の12の4、法附則8⑨）

45の3 調整前個別帰属法人税額とは、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額がある場合にあっては、当該法人税の負担額として帰せられる金額（租税特別措置法第68条の9（同条第6項又は第7項の規定により控除された金額を除く。）及び第68条の15の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額がある場合にあっては、当該法人税の負担額として帰せられる金額から当該相当する金額を差し引いた額）に次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額を加算した額をいい、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の減少額として帰せられる金額がある場合にあっては、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から当該法人税の減少額として帰せられる金額（租税特別措置法第68条の9（同条第6項又は第7項の規定により控除された金額を除く。）及び第68条の15の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額がある場合にあっては、当該法人税の減少額として帰せられる金額に当該相当する金額を加算した額）を差し引いた額をいうものであること。（法292①IVのⅢ、法附則8④）

(1)～(5) 略

(6) _____

(5)～(7) 略

(8) 平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業
年度における雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に
係るものを除く。）（措置法42の12、法附則8⑤）

45の3 調整前個別帰属法人税額とは、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額がある場合にあっては、当該法人税の負担額として帰せられる金額（租税特別措置法第68条の9（同条第6項又は第7項の規定により控除された金額を除く。）及び第68条の15の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額がある場合にあっては、当該法人税の負担額として帰せられる金額から当該相当する金額を差し引いた額）に次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額を加算した額をいい、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の減少額として帰せられる金額がある場合にあっては、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から当該法人税の減少額として帰せられる金額（租税特別措置法第68条の9（同条第6項又は第7項の規定により控除された金額を除く。）及び第68条の15の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額がある場合にあっては、当該法人税の減少額として帰せられる金額に当該相当する金額を加算した額）を差し引いた額をいうものであること。（法292①IVのⅢ、法附則8④）

(1)～(5) 略

(6) 平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業

_____雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に
係るものを除く。）（措置法６８の１５の２、法附則８⑥）

（７） 国内の設備投資額が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に
係るものを除く。）（措置法６８の１５の３、法附則８⑧）

（８） 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等
に係るものを除く。）（措置法６８の１５の５、法附則８⑩）

４５の４ 個別帰属特別控除取戻税額等とは、次に掲げる金額のうち当該連結法人に
係る金額に相当する金額の合計額をいうものであること。（法２９２①ⅣのⅣ、法
附則８④、令４５の３）

（１） エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除
額が ある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻税額（措置法６８の９⑪
_____）

（２） 中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除額がある場合
の連結納税の承認の取消しによる取戻税額（措置法６８の１１⑤）

（３） 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控
除額がある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻税額（措置法６８の１３④
_____）

（４） 特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除額
がある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻税額（措置法６８の１５の４⑤
_____）

（５） 使途秘匿金の支出に対する法人税額（措置法６８の６７①）

（６） 土地譲渡利益金額に対する法人税額（措置法６８の６８①・⑧・６８の６
９①）

４９ ２以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人が、法第３２１条の８

年度における雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係
るものを除く。）（措置法６８の１５の２、法附則８⑥）

４５の４ 個別帰属特別控除取戻税額等とは、次に掲げる金額のうち当該連結法人に
係る金額に相当する金額の合計額をいうものであること。（法２９２①ⅣのⅣ、法
附則８④、令４５の３）

（１） エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除
額等がある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻税額（措置法６８の９⑪・
６８の１０⑤・６８の１１⑤・６８の１２⑦・６８の１３④）

（２） 使途秘匿金の支出に対する法人税額（措置法６８の６７①）

（３） 土地譲渡利益金額に対する法人税額（措置法６８の６８①・⑧・６８の６
９①）

４９ ２以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人が、法第３２１条の８

第1項前段又は第2項の規定により中間申告をする場合の前事業年度分又は前連結事業年度分として事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）又は連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の計算の基礎となる前事業年度又は前連結事業年度に係る法人税割額には、前事業年度に係るものにあつては租税特別措置法第42条の4第11項、第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額に係る部分は含まれないものであり、前連結事業年度に係るものにあつては個別帰属特別控除取戻税額等に係る部分は含まれないものであることに留意すること。（法321の8①前段・②、令48の10・48の10の3）したがって、前事業年度分又は前連結事業年度分として各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額の算定に当たっては、前事業年度分又は前連結事業年度分として各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額から、当該法人税割額の合計額に前事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である法人税額に対する租税特別措置法第42条の4第11項、第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額の割合を乗じて得た額を、前連結事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である個別帰属法人税額に対する個別帰属特別控除取戻税額等の割合を乗じて得た額を控除する取扱いとする。

49の2 法第53条第2項に規定する連結法人に係る予定申告書について、次に掲げる場合には、その提出を要しないものであること。（法321の8②）

(1) 連結法人の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額で当該連結事業年

第1項前段又は第2項の規定により中間申告をする場合の前事業年度分又は前連結事業年度分として事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）又は連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の計算の基礎となる前事業年度又は前連結事業年度に係る法人税割額には、前事業年度に係るものにあつては租税特別措置法第42条の4第11項、第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項_____、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額に係る部分は含まれないものであり、前連結事業年度に係るものにあつては個別帰属特別控除取戻税額等に係る部分は含まれないものであることに留意すること。（法321の8①前段・②、令48の10・48の10の3）したがって、前事業年度分又は前連結事業年度分として各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額の算定に当たっては、前事業年度分又は前連結事業年度分として各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額から、当該法人税割額の合計額に前事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である法人税額に対する租税特別措置法第42条の4第11項、第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項_____、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額の割合を乗じて得た額を、前連結事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である個別帰属法人税額に対する個別帰属特別控除取戻税額等の割合を乗じて得た額を控除する取扱いとする。

49の2 法第321条の8第2項に規定する連結法人に係る予定申告書について、次に掲げる場合には、その提出を要しないものであること。（法321の8②）

(1) 連結法人の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額で当該連結事業年

度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第81条の2第1項第2号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第68条の9第11項、第68条の10第5項、第68条の11第5項、第68条の13第4項、第68条の15第5項、第68条の15の4第5項、第68条の67第1項、第68条の68第1項若しくは第8項又は第68条の69第1項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）の6倍の金額を当該前連結事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令48の10の4）

(2) 連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第74条第1項第2号に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうち租税特別措置法第42条の4第11項、第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の11第5項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額）の6倍の金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令48の10の5）

58 53、53の2及び53の3の場合の控除限度額は、当該法人税額について租税特別措置法第42条の4第11項、第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合に、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額とするものであり、当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属法人税額から当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額とするものとする。

度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第81条の2第1項第2号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第68条の9第11項、第68条の10第5項、第68条の11第5項、第68条の13第4項、第68条の15第5項_____、第68条の67第1項、第68条の68第1項若しくは第8項又は第68条の69第1項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）の6倍の金額を当該前連結事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令48の10の4）

(2) 連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第74条第1項第2号に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうち租税特別措置法第42条の4第11項、第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の11第5項_____、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額）の6倍の金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令48の10の5）

58 56、56の2及び56の3の場合の控除限度額は、当該法人税額について租税特別措置法第42条の4第11項、第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項_____、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合に、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額とするものであり、当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属法人税額から当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額とするものとする。

(法321の8⑤・⑨・⑫・⑮、法附則8④、令48の11の2・48の11の6・48の11の9・48の11の12・令附則5の2③)

第8節 譲渡所得の課税の特例

77 長期譲渡所得に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 及び (2) 略

(3) 長期譲渡所得のうちその譲渡所得の基因となる土地等の譲渡が優良住宅地等の造成等のための譲渡に該当するときにおける当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割の税率は、(2)にかかわらず、法附則第34条の2第4項に定めるところにより軽減されているものであること。ただし、当該譲渡所得につき租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該軽減税率の適用はないものであること。(法附則34の2⑥)

(4) 及び (5) 略

第9章 目的税

6 宅地開発税に関する事項

(1) ～ (7) 略

(8) 課税免除

ア 略

イ 令第56条の87第2号に規定する都市計画法第29条第1項の規定の適用について国又は地方公共団体とみなされる者は、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、土地開発公社、日本下水道事業団及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構をいうものであること。(令56の87Ⅱ)

(法321の8⑤・⑨・⑫・⑮、法附則8④、令48の11の2・48の11の6・48の11の9・48の11の12・令附則5の3③)

第8節 譲渡所得の課税の特例

77 長期譲渡所得に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 及び (2) 略

(3) 長期譲渡所得のうちその譲渡所得の基因となる土地等の譲渡が優良住宅地等の造成等のための譲渡に該当するときにおける当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割の税率は、(2)にかかわらず、法附則第34条の2第4項に定めるところにより軽減されているものであること。ただし、当該譲渡所得につき租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで又は第37条の9の2から第37条の9の5までの規定の適用を受けるときは、当該軽減税率の適用はないものであること。(法附則34の2⑥)

(4) 及び (5) 略

第9章 目的税

6 宅地開発税に関する事項

(1) ～ (7) 略

(8) 課税免除

ア 略

イ 令第56条の87第2号に規定する都市計画法第29条第1項の規定の適用について国又は地方公共団体とみなされる者は、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、土地開発公社、日本下水道事業団及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設支援機構をいうものであること。(令56の87Ⅱ)

ウ及びエ 略

7 国民健康保険税に関する事項

(1) から (5) 略

(6) 国民健康保険税の減額は、低所得者の国民健康保険税の負担の軽減を図るため、国民健康保険税の納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第703条の4第10項第1号に規定する特定同一世帯所属者をいう。）の所得の合算額が一定額以下の場合においては、当該納税義務者に課する被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額するものとする制度である。したがって、国民健康保険税の減免とはその性格を異にするものであり、かつ、当該減額に伴う国民健康保険税の減収額を補てんするため別途国民健康保険法の規定するところにより都道府県負担金が交付されるものであること。（法703の5）

(7) 及び (8) 略

ウ及びエ 略

7 国民健康保険税に関する事項

(1) から (5) 略

(4) 国民健康保険税の減額は、低所得者の国民健康保険税の負担の軽減を図るため、国民健康保険税の納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第703条の4第11項第1号に規定する特定同一世帯所属者をいう。）の所得の合算額が一定額以下の場合においては、当該納税義務者に課する被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額するものとする制度である。したがって、国民健康保険税の減免とはその性格を異にするものであり、かつ、当該減額に伴う国民健康保険税の減収額を補てんするため別途国民健康保険法の規定するところにより都道府県負担金が交付されるものであること。（法703の5）

(7) 及び (8) 略